

令和8年3月30日  
事務連絡

日本製薬団体連合会 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
健康被害救済部企画管理課

### 健康被害救済制度における給付金額の改正について

日頃より、(独)医薬品医療機器総合機構の業務に関し、ご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、別添通知のとおり、(独)医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、令和8年4月1日より健康被害救済制度における給付金額が改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいても、お知らせしております。

(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>)

今後とも、健康被害救済制度へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先

〈電話〉03-3506-9460 (企画管理課)

